

2010年12月13日

東京都議会議長及び議員各位

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

東京都議会第4回定例会に提出されている青少年健全育成条例改正案に対する意見

この度、東京都議会第4回定例会に提出されている青少年健全育成条例改正案は、本来国民の基本的な権利として民間の自主的な取組みによってのみ実現できる表現の多様性を確保するための慎重な審議がなされていない上、青少年保護のための施策としては現行制度で充分に対応できることからその必要性も低いものであると考え、本定例会での改正に反対するとともに引き続き慎重な審議求めます。

特に、第7条（図書類の販売等及び興行の自主規制）、第8条（不健全な図書類の指定）、第18条の6の6（インターネット利用に係る都の責務）においては、都がインターネット利用に関する啓発について指針を定めることをはじめ、青少年の健全育成という条例改正の本来の目的を逸脱して都が決めた道徳や倫理感を一方的におしつけるパターンリズム（父権主義）による理念が先行していることに大なる懸念を感じております。

また、性交等の表現に関しては、保護すべき法益を超えて青少年の健全な判断能力を育成して健全な成長を実現するために必要な表現行為自体を禁止するような規定となっており、条例改正によってかえって青少年の健全な育成を阻害する可能性が高くなっております。条例改正案に示されている社会規範等の道徳や倫理感は、本来、寛容さによって実現する多様な宗教感をはじめとした思想・信条、先代から受け継がれた歴史によって形成される風土とその上で営まれる人と人とのつながりであるコミュニティ社会等によって、ゆるやかに醸成されていくものであります。しかしながら、この度の条例改正においては、このような我が国における社会規範等の道徳や倫理感を条例改正によって先導していくという他者の立場を認めない不寛容で尊大な考え方によって進められているのではないかと、不信感を感じざるを得ません。

このような状況を考えますと、あらためて本来の目的である青少年保護と健全育成に立ち返った慎重な審議をなされることを強く要望します。